
プロジェクト	譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化
項目	本日の審議の概要

I. 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議いただく事項の概要について説明することを目的としている。

II. 本日の検討事項

2. 第 537 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 3 日開催）において、企業会計基準諮問会議からの提言を受けて、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、今後、リソースの状況を踏まえて、検討を開始することとされた。
3. 本日の企業会計基準委員会では、新規テーマとして取り上げることとされた「譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化」（以下「本プロジェクト」という。）に関して、これまでの経緯を示した上で、本プロジェクトの今後の進め方についてご意見を伺うことを予定している（審議事項(5)-2）。

以 上